

新型コロナウイルス感染における重要なお知らせ

新型コロナウイルス感染症罹患後の当院への受診について

国では、有症状者及び無症状者の療養期間について見直しがなされ、2022年9月7日（水）より短縮（10日→7日）されましたが、ハイリスク施設への訪問は、引き続き10日間は避けることとされています。

当院には重症化リスクの高い患者さまが来院されていることが多いため、定期・臨時受診を希望される場合には、次のとおりとさせていただきますので、ご了承ください。

- ①発症後8日～10日経過の方……事前にお電話でご相談下さい。
- ②発症後11日目以降の方……症状が軽快している場合は相談不要で受診可能です。
※無症状者も、検体採取日から11日目以降は相談不要で受診可能です。

＝厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部通知（抜粋）＝

有症状又は無症状患者の療養期間等について

（1）有症状患者以外の方（発症後症状が軽快した方）

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。

ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いする。

（2）無症状の方（無症状病原体保有者）

検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする（従来から変更なし）。

2022年9月20日

なかじま内科